

# 愛車協だより 9月号

平成29年 9月10日発行  
愛知県自動車車体整備協同組合  
発行責任者：諸戸行雄

## 前期巡回健康診断 始まる

前期巡回健康診断（一般・有機溶剤・エチルベンゼン等）が8月から始まりました。



名古屋セントラルクリニックは、8月28日から30日の3日間に9地区で実施し、あいち健康クリニックは、9月7日及び12日の2日間に3地区を実施です。

施設を提供して頂きました組合員様には深く感謝申し上げますとともに、不手際も

多々あったかと思いますが、どうかご容赦の程よろしくお祈いします。

( ← ← ← 写真左： 8月28日、豊田支部・新明工業(株)ボディサービスセンター、13名受診

8月29日、昭和支部・(株)カトウ、39名受診 :写真右→ → → )



## 9月～10月※自動車点検整備推進運動強化月間※



国土交通省では、不正改造車等を排除する運動と連携を図りつつ、自動車関係団体などの協力を得て「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開します。

自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施、の必要性を理解してもらうとともに大型車のユーザーにあつては、車両火災の発生部位となっている燃料装置や電気配線等の装置、ホイールの取付状態、車体フレームの腐食状態等について、より確実な点検・整備の実施を求め、特に9月から10月の2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」として、中部運輸局管内では、PR等の運動を実施していきます。

## 愛知労働局からのお知らせ

- ①愛知労働局から労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後処置の実施を徹底するため、9月を「職場の健康診断実施強化月間」として重点的に指導等を行うこととしましたので、趣旨をご理解のうえ、事業場の健康診断と実施後の事後処置が適切に行われるよう周知願います。
- ②また、10月1日から7日までを本週間とし、9月を準備期間として「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」のスローガン下、「平成29年度（第68回）全国労働衛生週間」を実施しますので、事業場における自主的な職場の総点検の実施と、労働者の健康確保に努めていただくようお願いいたします。



## 岡崎・豊田支部合同納涼会



8月18日19時から岡崎（近藤支部長）・豊田支部（都築支部長）は、初めての試みとなる2支部合同納涼会を、岡崎市康生町のニューグランドホテル内のビアガーデンにて開催しました。

これには、岡崎支部9社（9名）、豊田支部4社（4名）及び賛助会員2社（4名）の総勢17名が、待ちかねたように暑さをビールで吹き飛ばす程の大盛況の合同ビアガーデンパーティーとなりました。

# 第30回事業委員会が開催

第30回事業委員会が9月6日（水）14時から愛知県自動車会議所5階会議室で開催されました。

今回は賛助会員全員に委員会案内を発出して出席を呼びかけて、賛助会員7名を含む18名の出席がありました。

伊藤委員長の挨拶に引き続き、賛助会員との意見交換会の運営について概ね次のように決定しましたので、多くの組員及び賛助会員の皆様の出席をお待ちしております。

- ①日時：11月8日（水）13時30分～16時
- ②場所：一宮駅i-ビル2F大会議室
- ③懇親会：17時～20時位
- ④会費：5000円位
- ⑤参加目標：60名位



また、賛助会員工場の見学については、10月7日（土）に（株）三洋商店高浜工場を予定します。

今週中に参加申し込み書を展開しますので、この機会に是非多くの組員及び賛助会員様のご参加をお待ちしております。

# 第25回教育委員会が開催

第25回教育委員会が9月6日（水）15時から飯島委員長はじめ11名の出席があり、愛車協事務室内にて開催されました。主な決定事項は、

## 1. 第二回高度化車体整備技能講習会の開催について

- ①9月18日（祝）：日本特殊陶業市民会館第一会議室にて  
13時30分～18時30分
- ②講習内容は前回とほぼ同じ
- ③9月6日現在：31人申し込み、研修受講料金：5500円
- ④当該講習会は、「先進安全自動車対応優良車体整備事業者」の認定を受けるには必須の講習会でありますので、車体整備士有資格者の皆様は、是非ともご参加下さい。



## 2. 教育委員会並びに特認部会、推奨部会の合同研修会の開催について

- ①11月28日（火）開催：日本特殊陶業市民会館第二会議室にて（13時15分～16時15分）
- ②定員：30人
- ③受講料金：1000円位
- ③研修内容（案）：愛知運輸支局法令・車体整備の高度化について

## 3. 本年度の車体整備士養成講習開催について

9月6日現在：23人受講予定



# 残暑のつぶやき☆代表取締役？

名刺の肩書きに「代表取締役」と書かれていました。

はて？「代表取締役」の間違いではないかと・・・

その真相は、「取り締まれ役」を皮肉って関心を引くように「戸締役」としたそう。

取締役が果たすべき最大の任務は、会社が進むべき方向性を決める「決定機能」です。

そこでは慎重ながらも、適切で早い決断力の発揮が求められます。

また、それが間違いなく実現に向かっているかを確認する「監督機能」も担います。

「取締役」とは、会社にとって扇の要であるとともに、最終責任を負っているという点では、

まさに「取り締まれ役」そのものですね。「代表取締役」になったことのないサラリーマン一筋の私にとっては、永遠に未知の肩書きですね。 (^o^) (^o^) (y.m)

